重点取組（人材育成を除く）に関する方針及び具体的事業名

事業計画書２(2)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 重点取組 | 方針 | 具体的事業名 |
| １ | 国の法改正や社会情勢を踏まえた課題への対応  企業における女性活躍に関する行動計画策定義務化対象の拡大、ハラスメント対策の強化、政治分野における男女共同参画の推進、外国人労働者受け入れ拡大、IoT・AIといったデジタル技術の進展など、国の法改正や社会情勢を踏まえた課題への対応を進めること。 |  |  |
| ２ | 事業体系の整理・見える化  誰にも理解できるよう事業全体の体系や目的を整理・見える化し、経営層・職員間、市と認識の共有を行うとともに、事業体系等をホームページで公開すること。また、ＰＤＣＡにより、適宜必要に応じた事業を実施すること。 |  |  |
| ３ | 広報・啓発の強化  男女共同参画の裾野を広げるため、市民目線に立った効果的な広報・啓発を行い、センターの役割を市民等に対してわかりやすくPRすることにより、センターの認知度向上に努めること。また、市の施策や事業とも連動した広報の実施に努め、あわせてアウトリーチによる市民へのアプローチを進めること。 |  |  |
| ４ | 団体等の育成・連携の強化  男女共同参画を進める企業や団体等が増加する中、企業・団体等の活動を把握し、その育成・支援に努めること。また、団体等のネットワーク化に努めるとともに、センターの事業については、センターとその分野で活動する団体等との役割を踏まえた上で、実施すること。 |  |  |
| ５ | 男女共同参画に関する調査研究・提言  男女共同参画に関する国・社会の動きや、センターの各現場から見える社会課題を抽出し、構造的な課題として可視化するために調査研究を行い、その対策等についても提言すること。 |  |  |
| ６ | 働き方改革やワーク・ライフ・バランス事業の強化  働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する事業や広報啓発を強化し、特に男性の家事・育児参画に資する効果的な事業の実施や啓発を推進すること。 |  |  |
| ７ | 女性リーダーの育成及びネットワーク化  企業や市民活動等における女性リーダーの育成を強化するとともに、情報交換や交流を通してリーダーとしての知見が高められるよう、ネットワーク化に努めること。 |  |  |
| ８ | 女性の就労支援の強化  全国に比べ女性の年齢階級別労働力率におけるいわゆるM字の谷が深くなっている現状を踏まえ、就労の継続や再就職の支援を強化すること。また、就労支援の一環として女性の起業を支援すること。 |  |  |
| ９ | 若年層に対する支援の強化  教育機関等と連携し、学生を中心とした若年層に対し、固定的な性別役割意識の払拭等に関する啓発や、男女共同参画を踏まえたキャリア形成の支援を強化すること。また、正しい性知識やジェンダーに基づく暴力防止についての啓発にも力を入れること。 |  |  |
| 10 | 効果的・効率的な相談体制の確立とＤＶに関する広報・啓発  相談事業は、過去の相談状況の検証、類似の相談を実施している県や市の事業、公共施設や市民団体等の状況を把握し、効果的・効率的な相談体制を確立すること。また、増加しているDVの相談状況を踏まえ、DVに関する広報・啓発を市と連携しつつ、強化すること。 |  |  |